

## 欠格条項非該当誓約書

年 月 日

山梨県知事 殿

氏名

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条各号に規定する認定の欠格条項に該当しないことを誓約いたします。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 この用紙は、申請者が個人であるときに使用すること。



# 保安業務計画書

事業所の名称： \_\_\_\_\_

事業所の所在地： \_\_\_\_\_

保安業務区分	供給開始 時点検・ 調査	容器交換 時等供給 設備点検	定期供給 設備点検	定期消費 設備調査	周知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一般消費者等の数							
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 製造保安責任者 人 その他 人					人	必要数 人
調査員の数							
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者							
充てん作業者の数							
年間実働日数又は平均月間実働日数		日/月	日/年	日/年			
保安業務用機器	自記圧力計	個 (必要数 個)					
	マンメータ	個 (必要数 個)					
	ガス検知器	個 (必要数 個)					
	漏えい検知液	個 (必要数 個)					
	緊急工具類	式 (必要数 式)					
	一酸化炭素測定器	個 (必要数 個)					
	ボーリングバー	個 (必要数 個)					
緊急時対応を行う場合にあってはその方法	別紙6のとおり ・ 該当無し (いずれかに○)						

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 事業所ごとに記載すること。  
 3 「保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者」は「補助員」とする。

# 保安業務の技術的能力算定表

事業所の名称： \_\_\_\_\_

- 1 従業員及び資格者の状況 別紙5「従業員資格一覧表」のとおり  
 2 保安業務資格者の算定

保安業務区分	一般消費者等の数 (a)	調査員数 (b)	補助員数 (c)	実働日数 (d)	充てん作業者数 (e)	算定式	算定数
イ 供給開始時点検・調査						$(a) \times \frac{1}{20,000}$	(イ)
ロ 容器交換時等供給設備点検				日/月		$(a) \times \frac{1}{100 \times (d)} - (b) - (e)$	(ロ)
特例1 定期供給設備点検及び定期消費設備調査				日/年		$(a) \times \frac{1}{20 \times (d)} \times \frac{1}{4}$	(特)
┆ 補助員を伴う場合				日/年		$(a) \times \frac{3}{80 \times (d)} \times \frac{1}{4}$	
ハ 定期供給設備点検				日/年		$(a) \times \frac{1}{30 \times (d)} \times \frac{1}{4} - (e)$	(ハ)
┆ 補助員を伴う場合				日/年		$(a) \times \frac{1}{40 \times (d)} \times \frac{1}{4} - (e)$	
ニ 定期消費設備調査				日/年		$(a) \times \frac{1}{25 \times (d)} \times \frac{1}{4}$	(ニ)
┆ 補助員を伴う場合				日/年		$(a) \times \frac{3}{100 \times (d)} \times \frac{1}{4}$	
ホ 周知						$(a) \times \frac{1}{20,000}$	(ホ)
┆ 特例2周知						$(a) \times \frac{1}{40,000}$	
ヘ 緊急時対応						$(a) \times \frac{1}{20,000}$	(ヘ)
ト 緊急時連絡						$(a) \leq 20,000$ $(a) \times \frac{1}{20,000}$ ----- $(a) > 20,000$ $1 + ((a) - 20,000) \times \frac{1}{80,000}$	(ト)
算定数の合計	(四捨五入により小数点以下第3位まで求めた各算定数の合計)						
必要数	(算定数の合計の小数点以下を切り上げた数)						

3 保安業務用機器の算定

保安業務区分	算定数	保安業務用機器の区分	
供給開始時点検・調査	(イ)	自記圧力計又はマノメータ、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー	
容器交換時等供給設備点検	(ロ) + (b) + (e)	漏えい検知液、緊急工具類	
定期供給設備点検及び定期消費設備調査	(特) ----- (ニ) ( )	自記圧力計又はマノメータ、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、ボーリングバー ----- 一酸化炭素測定器	
定期供給設備点検	(ハ) + (e)	自記圧力計又はマノメータ、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、ボーリングバー	
定期消費設備調査	(ニ)	自記圧力計又はマノメータ、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー	
緊急時対応	(ヘ)	自記圧力計又はマノメータ、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー	
機器の区分	算定数の合計		必要数
自記圧力計又はマノメータ	(イ) + (特) + (ハ) + (e) + (ニ) + (ヘ) =		
ガス検知器	(イ) + (特) + (ハ) + (e) + (ニ) + (ヘ) =		
漏えい検知液	(イ) + (ロ) + (b) + (e) + (特) + (ハ) + (e) + (ニ) + (ヘ) =		
緊急工具類	(イ) + (ロ) + (b) + (e) + (特) + (ハ) + (e) + (ニ) + (ヘ) =		
一酸化炭素測定器	(イ) + (ニ) + (ヘ) =		
ボーリングバー	(イ) + (特) + (ハ) + (e) + (ニ) + (ヘ) =		

4 記入上の注意

(1) 共通事項

- ア 事業所ごとに記載すること。
- イ 「算定数」は、四捨五入により小数点以下第3位までの数を求めること。
- ウ 「算定数の合計」は、上記イの数の合計を小数点以下第3位まで求めること。
- エ 「必要数」は、上記ウの数の小数点以下を切り上げた数を求めること。

(2) 保安業務資格者の算定

- ア (a)～(e)は、「様式第13 保安業務計画書」の各該当欄の数を記入すること。
- イ 「ロ 容器交換時等供給設備点検」について、(d)は月間実働日数であり、計算の結果0未満となる場合にあっては、0とすること。
- ウ 「特例1」について、定期供給設備点検及び定期消費設備調査の認定を共に受けようとする場合には、ハ及びニの算定式によらずに、本算定式を用いることができる。
- エ 「ハ 定期供給設備点検(補助員を伴う場合を含む)」について、(d)は年間実働日数であり、計算の結果0未満となる場合にあっては、0とすること。
- オ 「特例2」について、周知を容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査のうちの1又は2以上の保安業務と併せて行う場合は、ホの算定式によらずに、本算定式を用いることができる。

(3) 保安業務用機器の算定

- ア (イ)、(ロ) + (b) + (e)、(特)、(ハ) + (e)、(ニ)、(ヘ)は、「2 保安業務資格者の算定」の各該当欄の数を記入すること。(容器交換時等供給設備点検は、(ロ)の算定数に調査員数(b)及び充てん作業員数(e)を加えた数。定期供給設備点検は、(ハ)の算定数に充てん作業員数(e)を加えた数。)
- イ 定期供給設備点検及び定期消費設備調査を共に行う場合は、上記(2)のウと同様、(特)及び(ニ)の算定式を用いることができる。